第1回社債型種類株式(上場型) に関するご説明資料

本説明資料は第1回社債型種類株式の発行決議に伴い、2025年5月13日付で 公表致しました「社債型種類株式(上場型)に関するご説明資料」の内容を更新したものです。

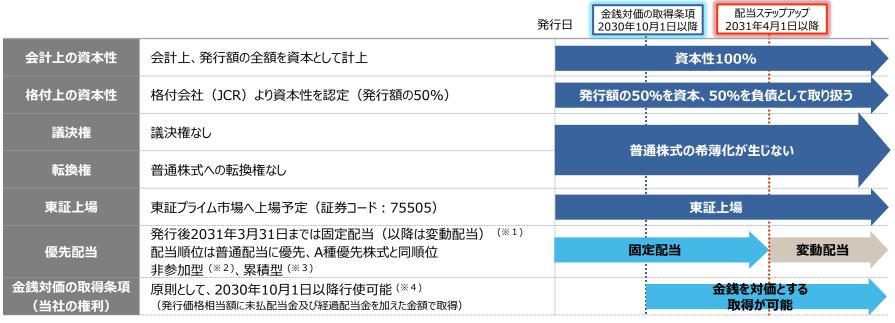
ZÉNSHO

株式会社 ゼンショーホールディングス

第1回社債型種類株式の特徴



- 社債型種類株式は会社法上の株式であり、会計上の株主資本の増加につながりますが、議決権・普通株式への転換権がありません。
- 会計上及び格付上のいずれも資本を拡充し、原則として、2030年10月1日以降に当社による取得が可能です。
- 東証プライム市場への上場を予定しており、幅広い投資家へ投資機会を提供することを企図している点が、既存のA種優先株式とは異なります。



- ※1 配当年率は、発行後2031年3月31日までは固定の基準金利に当初スプレッドを加えた率とし、その後は変動の基準金利に当初スプレッド及び1%を加えた率とします。
- ※2 第1回社債型種類株式は、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の商品性です。
- ※3 第1回社債型種類株式は、未払の優先配当金がある場合に未払分を翌期以降に繰り越して支払う「累積型」の商品性です。
- ※4 第1回社債型種類株式は、①2030年10月1日以降、又は②資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合、において当社による金銭を対価とする取得が可能となります。

財務指標等への効果・影響



- 社債型種類株式は、株式でありながら普通株式に係るROEやEPSへの影響も抑制されます。
 配当や残余財産の分配は普通株式に優先し、優先配当は一定期間、固定配当が支払われ、発行時に定めた優先配当金の支払いに限定されます。
 社債型種類株式は会計上の資本であり、D/Eレシオ等の低下など、財務健全性指標の向上に寄与します。
- なお、普通株式の株主優待に影響を与えることは想定しておりません。 また、社債型種類株式の株主に株主優待を付与する予定はありません。

主要な財務指標への影響	(普通株式に係る) ROE	当期純利益 - <mark>優先配当(※1)</mark> 自己資本(普通株式)	-	
	(普通株式に係る) EPS	当期純利益 - 優先配当 (※1)		
		発行済株式数(普通株式)	主な影響は優先配当分に限定	
	(普通株式に係る) PBR	時価総額(普通株式)	- (発行前と比較する場合)	
		自己資本 - 社債型種類株式・A種優先株式に係る資本 - 優先配当 (※1)		
	D/Eレシオ	有利子負債	마까/AAMAA L/c= E	
		自己資本(社債型種類株式を含む)	財務健全性の向上に寄与	
社債型種類株主 への分配	優先配当	普通株式に優先、発行時に決定した配当年率に限定 (発行後、概ね5年は固定配当)	北名加到《辛口林	
	残余財産の分配	普通株式に優先、発行価格相当額及び優先配当分に限定	非参加型の商品性	

^{※1} 普通株式に係るROE及びEPSの計算にあたっては、基礎となる当期純利益より社債型種類株式及びA種優先株式に対する優先配当を減じております。また、普通株式に係るPBRの計算にあたっては、 基礎となる自己資本より社債型種類株式及びA種優先株式に係る資本及び優先配当を減じております。

資本性調達手法の比較



- 社債型種類株式は、ハイブリッド社債・ローンと普通株式の双方の特徴を有した資本性調達手法です。
- 東証プライム市場への上場を予定しており、発行後には市場等で自由に売買することが可能です。

	ハイブリッド社債・ローン	社債型種類株式 (上場型)	公募増資
会計上の取扱い	負債:100%	資本:100%	資本:100%
格付上の取扱い	資本:50% 負債:50%	資本:50% 負債:50%	資本:100%
議決権の希薄化	希薄化が生じない	希薄化が生じない 議決権/普通株式への転換権なし	希薄化が発生
財務指標への主な影響 (普通株式に係るROE、EPS等)	希薄化が生じない	影響は限定的 発行時に定めた優先配当分に限定	希薄化が発生
配当金の支払い ^(参加 / 非参加)	非参加型 社債要項に規定された利息に限定	非参加型 発行時に定めた優先配当金に限定	参加型
発行体による取得条項	あり	あり	なし
上場	なし	上場株式 東証プライム市場	上場株式 東証プライム市場
NISA口座でのお取引	_	NISA対象	NISA対象

免責事項



この文書は当社の第1回社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。 米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ZÉNSHO































































